

第 2 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 5 年 7 月 25 日					
開 催 場 所	行 田 市 役 所 305 会 議 室					
開 議 時 刻	14 時 00 分					
閉 議 時 刻	16 時 04 分					
会 長	藤 間 光 治		会長代理	中 村 賢 一・伊 東 普 丈		
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要	議席 番号	氏 名	摘 要
	1	藤 間 光 治	出○席 欠 席	9	新 井 健 一	出○席 欠 席
	2	中 村 賢 一	出○席 欠 席	10	関 口 浩 幸	出○席 欠 席
	3	寺 田 浩 市	出○席 欠 席	11	伊 東 普 丈	出○席 欠 席
	4	赤 羽 修 一	出○席 欠 席	12	田 口 隆 一	出○席 欠 席
	5	高 澤 克 芳	出 席 欠○席	13	宮 崎 薫	出○席 欠 席
	6	川 島 悦 男	出○席 欠 席			
	7	太 田 実	出○席 欠 席			
	8	間々田英治	出○席 欠 席			

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①	長谷川 浩	出○席 欠席	⑪	中村 彰 男	出○席 欠席
	②	西村 浩 一	出○席 欠席	⑫	堀口 晴 義	出○席 欠席
	③	石島 稔	出○席 欠席	⑬	秋山 玉 江	出○席 欠席
	④	浜山 陽 子	出○席 欠席	⑭	宇田川 はる 江	出席 欠○席
	⑤	森田 一 男	出○席 欠席	⑮	江川 直 一	出○席 欠席
	⑥	小林 勝	出○席 欠席	⑯	寺田 正 彦	出○席 欠席
	⑦	江袋 年 史	出○席 欠席	⑰	島寄 典 緒	出○席 欠席
	⑧	新藤 雄 作	出○席 欠席	⑱	荻原 増 夫	出○席 欠席
	⑨	長島 孝	出○席 欠席	⑲	諸貫 達 也	出○席 欠席
⑩	高沢 宗 春	出席 欠○席	⑳	木村民 夫	出○席 欠席	
関係者				書記	局長	五十幡 雅 弘
					次長	広田 敦 史
					主査	赤城 太 郎

<p>1 開会 2 会長あいさつ 3 議長選出</p> <p>4 議事録署名人の選出 5 議事 「議案第1号」 農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局長 会長</p> <p>議長</p> <p>事務局長</p> <p>事務局次長</p>	<p>開会宣告（14：00）※資料の確認 あいさつ 農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行） 議事録署名人の選出についてですが、赤羽委員、川島委員のご両名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。 はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。 新しい委員さんもいらっしゃいますので、簡単に総会の流れについて説明させていただきます。 今回の議案第1号を例として説明させていただきます。 議案書1ページをご覧ください。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議でございます。 事務局で進行番号1番から6番まで説明を行います。その後、議長が、農業委員さん及び推進委員さんに意見等があるかをお聞きいたします。意見がございましたら、挙手していただきます。議長が発言を求めますので、その後は発言していただきます。 最後に、農業委員13名において議案の可否について挙手により決をとります。 続きまして、議案第2号の5条関係も同様の流れでございますが、5条につきましては、農業委員さんが現地調査を行っておりますので、事務局説明後、農業委員さんから調査結果の報告をしていただきます。 なお、現地調査の農業委員さんの順番につきましては、先週の説明と重なるところがございますが、今回、7番太田委員さん、8番間々田委員さんに行ってくださいまして、次回は9番新井委員さん、10番関口委員さんの番号順にお願いしております。委員さんの都合もあると思いますので、事務局から15日前後に現地調査のお願いの電話をしますのでよろしくお願いたします。 それでは議案説明に入ります。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。農地法第3条第1項とは、個人または、農業を行う法人が耕作の目的で売買、贈与、交換等により権利を取得する場合に必要な手続きとなります。 それでは、議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、6件となっております。 はじめに訂正がございます。進行番号1の土地の表示で、〇〇〇番〇の筆の大字小字が「持田字東谷」と</p>
--	---	--

なっておりますが、正しくは「前谷字前田」でございます。恐れ入りますが、訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

それでは議案説明に入らせていただきます。

進行番号1から5は、持田〇丁目〇番〇〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、経営の拡大を図るため、所有権の移転を行おうとするものでございます。

進行番号1は、前谷〇〇〇〇番地 〇〇 〇さんが所有する持田字東谷〇〇〇番、地目：畑、1, 0 0 0 m² 外1筆、計1, 2 0 9 m²の農地、進行番号2は、緑町〇番〇〇号 〇〇 〇〇〇さんが所有する野字北海戸〇〇〇〇番〇、地目：畑、5 8 8 m² 外3筆、計2, 1 2 0 m²の農地、進行番号3は、同じく〇〇 〇〇〇さんが所有する堤根字大久保通〇〇〇〇番、地目：田、8 0 0 m²の農地、進行番号4は、同じく〇〇 〇〇〇さんが所有する堤根字大久保通〇〇〇〇番、地目：田、6 9 7 m² 外3筆、計2, 6 3 3 m²の農地、進行番号5は、加須市串作〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが所有する持田字六反沼〇〇番〇、地目：田、1 0 0 m² 外1筆、計1, 0 0 0 m²の農地でございまして、全ての農地でブルーベリーを栽培する予定でございます。

場所につきましては、位置図の1ページから3ページになります。まず、1ページ目をご覧ください。進行番号1及び5の農地で、泉小学校の北東と東側に位置する持田及び前谷地内の農振農用地でございます。次に2ページ目をご覧ください。こちらは進行番号2のうち、上の3筆の位置図でございまして、国道17号バイパスの東側に位置する野地内の集落内に位置する農地でございます。次に3ページ目をご覧ください。こちらは議案第2号の残りの1筆と議案第3号及び4号の位置図でございまして、緑色に塗られた4箇所が進行番号4、塗られていない2ヶ所がそれぞれ進行番号2と3になります。いずれも国道17号バイパスを挟んで東西に位置する堤根地内の農振農用地でございます。

次に、進行番号6でございますが、鴻巣市赤見台〇丁目〇〇番〇〇-〇〇〇〇号 〇〇 〇〇さん外1名が、埼玉〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが所有する埼玉字百塚通〇〇〇〇番〇、地目：畑、2 7 m²について、自家消費分の野菜を作付けするため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。こちらの案件は次の議案第2号でご審議いただく進行番号1と関連がございまして、隣接地に住宅の建築を希望する申請者が一緒に農地を取得して家庭菜園をしたいというものでございます。

場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。斜線部分の小さい方で埼玉郵便局の北に位置する集落に接する農地でございます。

以上、議案第1号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

『議案第2号』 農地法第5条第1項 の規定による許可申請 書に対する審議につい て	議長	事務局から議案第1号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
	中村委員	進行番号2から4は、譲受人及び譲渡人が同じであるのに分かれていますが、何か理由があるのでしょうか。
	事務局次長	本来1つの申請で良いのですが、分かれているから受け付けられないということは出来ませんのでそのまま受け付けをいたしました。恐らくは申請書に記入できる筆数が4筆しかないので分けてきたのだと思います。
	関口委員	進行番号2～4には私が借地していたところもあり、4月に売買したい旨の話がありました。今回の目的が規模の拡大、作物がブルーベリーの栽培ということですが現状水田なので土留工事が必要かと思えます。そのような話は隣接地の地権者は聞いてないと思いますが、隣地に及ぼす影響等問題はないのですか。
	事務局次長	今聞いている話では、地植えではなくポットによる栽培なので現状で栽培が出来、盛土はしないと聞いています。 また、仮に盛土をする場合は別に許可等が必要となりますので、その時に隣接地等に対しても工事の話はしてもらうこととなります。勝手に盛土をすることは出来ませんのでご理解いただければと存じます。
	関口委員	分かりました。
	事務局次長	事務局からも譲受人には周辺の方にもう少し説明をするように話をします。
	議長	他にございますか。 (なし)
	議長	ご意見、ご質問がないようですので、議案第1号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 (全員挙手)
	議長	挙手全員と認めます。よって議案第1号は承認することといたします。 次に、『議案第2号』農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。
事務局次長	議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 農地法第5条第1項とは、市街化調整区域内で、農地の所有者でない方が、農地を住宅や駐車場等の農地以外のものに転用するために権利の移動・設定をすることで、農地の所有者から農地を買い受ける場合や、借り受ける場合に必要な手続きとなります。	

それでは、議案書の1ページ下段をお願いいたします。議案第2号は、12件となっております。

進行番号1でございますが、鴻巣市赤見台〇丁目〇〇番〇〇-〇〇〇号 〇〇 〇〇さん外1名が、埼玉〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが所有する埼玉字百塚通〇〇〇〇番〇、地目：畑、499㎡について、売買により住宅1棟、63.76㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、鴻巣市内の借家で家族と共に生活しておりますが、独立した住居を構えたいと以前から考えており、候補地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。斜線部分の大きい方で、埼玉郵便局の北側に位置する集落に接する農地でございます。

次に進行番号2でございますが、忍〇丁目〇〇番〇号-〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが、佐間〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇さんが所有する持田字越後島〇〇〇番〇、地目：田、496㎡について、売買により住宅1棟、118.09㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、将来を考え住宅の建築を計画したところ、申請人が経営する店舗の隣接地である本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。カインズモールの西に位置する持田地内の集落内農地でございます。

次のページをお願いいたします。

次に進行番号3でございますが、長野〇丁目〇〇番〇号-〇〇〇〇号 〇〇 〇さんが、白川戸〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する白川戸字柳坪〇〇〇番〇、地目：田、320㎡について、売買により住宅1棟、66.88㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長と共に手狭になってきたことから、住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。国道125号の北に位置する白川戸地内の集落内農地でございます。

次に進行番号4でございますが、渡柳〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇さんが、渡柳〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが所有する渡柳字神明前〇〇〇〇番〇、地目：畑、354㎡について、売買により住宅1棟、58.23㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、市内で弟家族と同居しておりますが、独立した住居を構えたいとかねがね考えており、市内で土地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。さきたま古墳公園の南に位置する渡柳地内の集落内農地でございます。

次に進行番号5でございますが、堤根〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが、堤根〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する堤根字中通〇〇〇番〇、地目：畑、429㎡について、売買により住宅1棟、53.82㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、市内で両親と同居しておりますが、結婚の準備のため、住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。県道上中森鴻巣線の西に位置する堤根地内の集落内農地でございます。

次に進行番号6でございますが、羽生市大字羽生〇〇〇番地〇-〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが、荒木〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが所有する荒木字宿ノ内〇〇〇〇番〇〇、地目：畑、3.04㎡ 外1筆、計54.04㎡について、売買により住宅1棟、79.49㎡を建築するための敷地の進入路にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、羽生市内の借家で家族と共に生活しておりますが、今の生活状況や将来の事を考慮し、住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。県道佐野行田線の東に位置する荒木地内の集落内農地でございます。

なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請地と合計すると、面積は413.15㎡になる予定でございます。

次に進行番号7でございますが、栃木県下都賀郡野木町大字丸林〇〇〇番地〇-〇〇〇号 〇〇 〇〇さん外1名が、埼玉〇〇〇〇番地〇 〇〇〇 〇〇さんが所有する埼玉字片原通〇〇〇〇番〇、地目：畑、90㎡ 外1筆、計334㎡について、売買により住宅1棟、67.07㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、栃木県内の借家で家族と共に生活しておりますが、家族も増え何かと手狭で不便になっ

てきたため、住宅の建築を計画いたしました。栃木県の職場と吉見町にある妻の実家へ気軽に行き来できる範囲内で土地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。右側の斜線部分で、県道騎西鴻巣線の南に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。

次に進行番号8でございますが、樋上〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが、渡柳〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する渡柳字久保〇〇〇番〇、地目：畑、476㎡について、売買により住宅1棟、107.65㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、樋上地内で生活しておりますが、県が実施している下忍地区の調節池整備事業により住宅の移転が必要となり、近隣で移転先を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の11ページをご覧ください。旧JAほくさい行田南支店の北西に位置する渡柳地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号9でございますが、大阪市中央区道修町〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、埼玉〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇〇さんが所有する埼玉字片原通〇〇〇〇番〇、地目：畑、980㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、大阪府に本社を置き、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計168枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が10万3,088kwhで、設備の周囲を高さ1.2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。左側の斜線部分で、県道騎西鴻巣線の南に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。

次に進行番号10でございますが、群馬県館林市松原〇丁目〇番地〇〇-〇〇〇-〇〇〇号 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇〇さんが、上池守〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 外3名がそれぞれ所有する上池守字畑通〇〇〇番、地目：畑、628㎡ 外4筆について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとし

		<p>て申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、群馬県館林市に本社を置き、太陽光発電事業を営んでおりますが、事業拡張のため、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計846枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は高圧の249.9kw、年間発電量が41万7,704kwhで、設備の周囲を高さ1.5mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の12ページをご覧ください。星川と県道熊谷羽生線に挟まれた上池守地内の集落内農地でございます。</p> <p>次の進行番号11と12は、群馬県邑楽郡板倉町飯野〇〇〇〇番地 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇さんが、須加〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する農地について太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>進行番号11は須加字久伊豆〇〇〇〇番〇、地目：畑、809㎡ 外2筆、計2,249㎡について、進行番号12は、須加字舟戸〇〇〇〇番、地目：田、3,269㎡について、それぞれ売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、群馬県を中心に太陽光発電事業を営んでおりますが、事業拡張のため、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。</p> <p>進行番号11の事業計画は、太陽光パネルを計648枚設置し、発電容量は高圧の249.9kw、年間発電量は、31万9,944kwhとなっており、進行番号12の事業計画は、太陽光パネルを計990枚設置し、発電容量は高圧の249.9kw、年間発電量は、48万8,803kwhとなっております。また、どちらも設備の周囲を高さ1.5mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、2件とも実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の13ページをご覧ください。右側の細長い斜線部分が進行番号11、左側の長方形が進行番号12でどちらも利根川と県道羽生妻沼線に挟まれた須加地内の集落内農地でございます。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る7月21日、現地調査をしていただいておりますので、太田委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る7月21日、私と間々田委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、</p>
	太田委員	

報告事項	議長	許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしく お願いいたします。
	中村委員 事務局次長	事務局から議案第2号についての説明及び太田委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご 質問等がありましたらお願いいたします。
	中村委員	進行番号3ですが、地図に駐車場となっておりますが大丈夫なのですか。 昔の利用状況はわからないのですが、現在は砂利もなく、保全管理している状態です。
	川島委員	太陽光発電についてですが、事業者によってフェンスの高さが違ったり、高圧や低圧の違いなどありますが、 例えば、一般的に土地を売るときの注意点であったり、高圧、低圧での違いや利点などといったものの 情報提供は出来ませんか。
	事務局次長	今の話に関連してですが、それを農業委員会から発信すると、農地のあっ旋のように取られてしまう気が します。情報は必要だとは思いますが、どこか別のルートから情報を出せばいいのではと思います。
	議長	太陽光についてはこれからもかなり出てくる方向に向かっているのは間違いないと思いますので、他市で どのように情報を出しているのか調べさせていただいて、出せるような情報があれば市のほうから皆様に情報 提供させていただきたいと思います。
	新藤推進委員 事務局次長	他にございますか。 太陽光発電の場合、隣に住んでいる方の同意とか説明とかはするものなのですか。 隣接地については地権者の同意書を申請書に添付してもらっていますが、道路や水路を挟んだ場合は接し ていないのでそこまでの同意書の添付は求めています。しかし、近隣住民に対して十分に説明を行うよう には指導しております。
	議長	他にございますか。 (なし)
	議長	ご意見、ご質問がないようですので議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願 います。 (全員挙手)
	議長	挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。 次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、 お聞き取りいただきますようお願いいたします。
主査	議案書3ページをご覧ください。 (1)につきましては、市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は届出	

<p>6 その他</p>	<p>議長</p>	<p>の手続きとなっております。</p> <p>(1)「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。</p> <p>本件は、6件の届出があり、転用目的は、住宅、駐車場などでございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>続いて、(2)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。</p> <p>本件は、25件の届出があり、利用権等により農地の貸し借りを解約した場合に農業委員会に対し、通知するものでございます。合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくお願いたします。</p> <p>以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>7 閉会</p>	<p>事務局長</p>	<p>つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度視察研修について（次回総会に再考） ・新任の農業委員・農地利用最適化推進委員研修会（埼玉県農業会議の研修用DVD視聴） ・地域計画の策定について ・「農地法（第6版）」及び「農業委員会業務必携」の配布について ・身分証明書等の配布及び携帯について ・「農業委員会活動記録簿」の毎月の提出について <p>以上をもちまして、第2回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>(16:04)</p>
	<p>農政課主任 主査</p>	
	<p>事務局長</p>	